

第 52 号議案 三宮バスターミナルの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の件  
(概要)

1. 条例制定の理由

三宮周辺地区における「バス乗り場が分散していてわかりにくい」などの交通結節点としての課題解消に向け、中・長距離バスを集約するためには、国が整備する新たなバスターミナル（I 期）と既存の三宮バスターミナル（ミント神戸 1 階）の一体的な運用が必要である。一体的な運用を実現するために、令和 2 年に改正された道路法に基づき、当該施設を特定車両停留施設（道路法上の道路附属物）に指定し、民間の知見やノウハウが活用できる公共施設等運営権（コンセッション）方式の導入を目指している。

このたび、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI 法」という。）第 18 条の規定に基づき、三宮バスターミナルの公共施設等運営権に係る実施方針を定めるにあたり、条例を制定する。

2. 条例の概要

PFI 法第 18 条第 2 項の規定に基づき、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項を条例に定める。

（第 4 条） 民間事業者の選定の手続き

（第 5 条） 運営等の基準

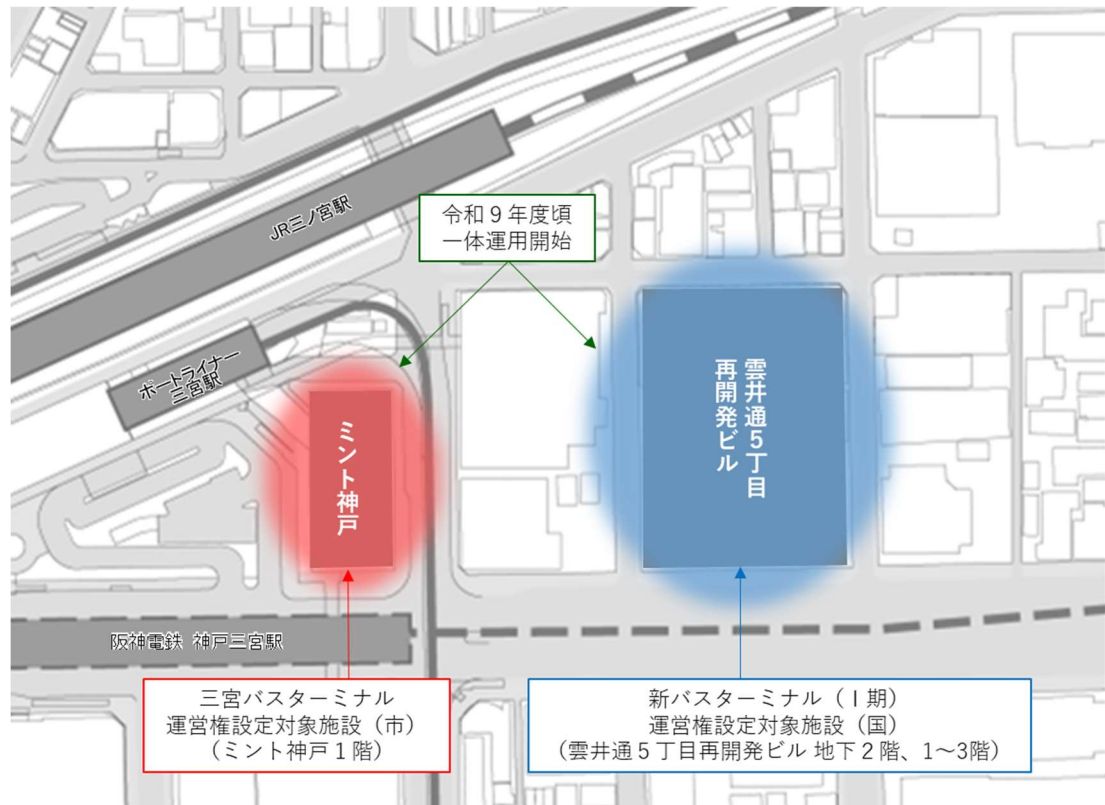
（第 6 条） 業務の範囲

（第 7 条） 利用料金

3. コンセッション手続きのスケジュール（予定）

令和 5 年	8 月 31 日	実施方針の策定の見通し公表
令和 5 年度	第 3 四半期	実施方針の公表
		特定事業の選定
	第 4 四半期	募集要項等の公表
令和 6 年度	第 3 四半期	優先交渉権者の選定
	第 4 四半期	契約の締結

# 位置図



(参考)

## 根拠法令

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)

(実施方針に関する条例)

第十八条 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(実施方針)

第五条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)を定めることができる。

2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

- 一 特定事業の選定に関する事項
- 二 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- 四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- 五 事業契約(選定事業(公共施設等運営事業を除く。))を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。)の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- 七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(公共施設等運営権に関する実施方針に関する記載事項の追加)

第十七条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、実施方針に、第五条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 選定事業者に公共施設等運営権を設定する旨
- 二 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容
- 三 公共施設等運営権の存続期間
- 四 第二十条の規定により費用を徴収する場合には、その旨(あらかじめ徴収金額を定める場合にあつては、費用を徴収する旨及びその金額)
- 五 第二十二條第一項に規定する公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 六 利用料金に関する事項

## 第 52 号議案

三宮バスターミナルの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の件  
三宮バスターミナルの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 14 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

三宮バスターミナルの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例  
(趣旨)

第 1 条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第18条の規定に基づき、神戸市中央区雲井通 7 丁目 301 番ほかに所在する三宮バスターミナルの運営権に係る実施方針に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運営権 民間資金法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。
- (2) 実施方針 民間資金法第 5 条第 1 項に規定する実施方針をいう。
- (3) 選定事業者 民間資金法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者をいう。
- (4) 運営等 民間資金法第 2 条第 6 項に規定する運営等をいう。
- (5) 運営権者 民間資金法第 9 条第 4 号に規定する公共施設等運営権者をいう。

(運営権の設定)

第 3 条 市長は、民間資金法第16条の規定により、選定事業者に、三宮バスターミナルの運営等に係る運営権を設定することができる。

(民間事業者の選定の手続)

第 4 条 前条の規定により選定事業者として選定されようとする民間事業者は、三宮バスターミナルの運営等の事業の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）を記載した書類その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準に適合

すると認められた者を選定事業者として選定する。

(1) 事業計画の内容が三宮バスターミナルの運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 三宮バスターミナルの運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

(運営等の基準)

第5条 運営権者は、三宮駅周辺に点在するバス停留所を効率的かつ効果的に集約し、利用者の利便性を向上させ、公共交通利用の促進を図り、及び道路交通の円滑化を図ることを目的として、三宮バスターミナルの運営等と国が神戸市中央区雲井通5丁目325番に整備するバスターミナルの運営等を一体的に行わなければならない。

2 運営権者は、市長が定める基準に従い、三宮バスターミナルの運営等を行わなければならない。

3 停留時間、停留方法その他三宮バスターミナルの運営等については、運営権者が市長と協議して定める。

(業務の範囲)

第6条 運営権者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 運営権を設定した施設の運営に関する業務

(2) 運営権を設定した施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

(利用料金)

第7条 三宮バスターミナルに車両を停留しようとする者は、民間資金法第23条第2項の規定により届出のあった利用料金を運営権者に支払わなければならない。

2 運営権者は、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前項の規定により運営権者から届け出られた利用料金が道路法（昭和27年法律第180号）第48条の40第2項において準用する同法第48条の35第2

項の規定に違反すると認めるときは、運営権者に対し、期限を定めて、その利用料金を変更すべきことを命ずることができる。

- 4 市長は、運営権者から第2項の規定による届出を受けたときは、前項に規定するときを除き、当該届出の内容を、インターネットの利用その他の適切な方法で公示するものとする。

(施行細目の委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

三宮バスターミナルの公共施設等運営権に係る実施方針を定めるに当たり、条例を制定する必要があるため。